

知財法務の勘所Q & A (第25回)

意匠法による保護の拡充 - 令和元年意匠法改正について -



アンダーソン・毛利・友常法律事務所
弁理士 横川 聡子

Q1 日本の意匠制度が、意匠法の改正により大きく変わるそうですが、具体的にはどのような点に変更されるのでしょうか？

A1 意匠法の一部改正を含む「特許法等の一部を改正する法律案」は、2019年5月10日に可決・成立し、同年5月17日に法律第3号として公布されました。デザインによる日本の産業競争力強化のために、意匠権による保護の拡充や意匠制度の利便性の向上が求められていることや、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定に加入したことにより意匠制度の国際調和が求められていることから、意匠制度の見直しが行われ、今回の改正に至っています。今回の法改正による主な変更点は、以下の通りです。

- ①画像デザイン：ネットワークを通じて表示される画像も保護対象となります
- ②空間デザイン：建築物・内装の意匠が保護対象となります
- ③関連意匠制度：適用期間が拡大し、関連意匠にのみ類似する意匠も登録可能になります
- ④意匠権の存続期間：出願の日から25年に延長されます
- ⑤一意匠一出願：複数意匠一括出願の制度が導入されます

1. 改正後の条文

以下、改正後の条文ごとに、変更点について解説します。下線部は改正部分を示します。

第二条第一項（「意匠」の定義）
この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下「形状等」という。）、建築物（建築物の部分を含む。以下同じ。）の形状等又は画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む。次条第二項、第三十七条第二項、第三十八条第七号及び第八号、第四十四条の三第二項第六号並びに第五十五条第二項第六号を除き、以下同じ。）であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

本項は「意匠」について定義を設けたものです。法改正により、意匠登録の対象に「建築物（建